

平成29年8月28日

## 第2回村上市農業委員会会議録

第2回村上市農業委員会定例会を平成29年8月28日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 農地利用最適化推進委員の出席は次のとおりである。

1番	富樫	潤	2番	東海林	善雄
3番	齋藤	敏夫	4番	佐久間	英夫
5番	本間	進二	6番	木村	壽一
7番	高橋	大亮	8番	藤原	義正
9番	中山	一幸	10番	佐藤	裕介
11番	齋藤	裕助	12番	齋藤	茂芳
13番	本間	文春	14番	飯沼	洋二
15番	坂上	光芳	16番	齋藤	仁
17番	近藤	和明	18番	寺社	幸一
19番	中山	栄			

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 平成29年度村上市賃借料情報（案）について

議案第7号 別段面積の設定について

議案第8号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川寛一
事務局次長	小川良和
事務局副参事	本間宏
事務局主査	園部和枝

1. 午後1時30分 事務局長（小川寛一君） ご苦労さまです。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の総会につきましては、農地利用最適化推進委員の皆様にもご参加いただきまして、合同の総会となっております。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。農業委員につきましては、全員出席でございます。よって、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員さんにつきましては、8番、藤原推進委員より遅参の連絡が参っております。

また、推進委員の5番、本間進二推進委員さんのほうから、途中退席というような申し出がなされております。よろしく願いいたします。

初めに、石山会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川寛一君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、会議に入る前に推進委員、齋藤茂芳委員から発言を求められておりますので、12番、齋藤委員、お願いいたします。

○推進委員12番（齋藤茂芳君） （母親の葬儀に関する御礼）

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員選出についてお諮りいたします。議長である私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議席番号3番、増田委員、議席番号4番、加藤委員、ご両名にお願いいたします。

(両委員了承)

○議長(石山 章君) 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長(小川良和君) それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について説明いたします。資料1ページをごらんください。

1番、申請人、村上市堀野\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、堀野字櫛立場\_\_\_\_、地目、台帳田、現況原野、面積58平米、ほか1筆、合計2筆で459平米、申請事由、申請地は湿地で、機械作業ができないため20年以上耕作していなく、現在は原野化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

2番、村上市下相川\_\_\_\_、\_\_\_\_、持ち分15分の1、土地の表示、鶺渡路字西林\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況山林、面積11,517平米、申請事由、申請地は約60年前に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

ページめくっていただきまして2ページ、3番、申請人、村上市下中島\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、鶺渡路字大向\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況原野、面積638平米、申請事由、申請地は三面川の河川敷内にある農地で、長年耕作しておらず、現在は原野化している。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

4番、申請人、村上市大須戸\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、上野字押出\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況雑種地、面積259平米、申請事由、申請地は遠隔地にあるため15年以上耕作しておらず、また周囲を宅地に囲まれていることから、冬期間の雪捨て場として利用されている。このため農地への復旧は極めて困難な状況にある。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。3ページをごらんください。番号1番、申請人、\_\_\_\_からの申請場所になります。地図中央にある集落が堀野集落になります。今回の申請場所は、堀野集落よりも南側、山沿いにあります四角く囲んである場所が、2筆が今回の申請場所になります。

次、ページめくっていただきまして4ページ、番号2番、申請人、\_\_\_\_の申請場所ですが、地図右側に上下に国道7号線が通っております。国道7号線の脇、地図中央、下にある集落が下中島集落になります。今回の申請場所は、下中島集落の北西に位置した太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

5ページ、番号3番、申請人、\_\_\_\_の申請場所ですが、地図左側、上下に国道7号線が走っております。地図中央付近が三面川になります。申請場所は、地図の左側、河川敷の中央付近に四

角く囲んでいる場所、今現在地図上ですと河川が一部かかったような形の場所が今回の申請場所になります。

ページめくっていただきまして6ページ、番号4番、申請人、中山勝博の申請場所、地図右上部から中央下部にかけて国道7号線が通っております。地図中央付近に広がっているのが上野集落になりまして、今回の申請場所は地図中央付近、7号線沿いの左側にあります太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの説明のあった件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。ちょっとお聞きしたいんですけども、番号2番の15分の1の詳細を教えてくださいんですけども。15人のうちの1人なんですか。それとも部落有か何かの関係であるのか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（石山 章君） 次長。

○事務局次長（小川良和君） 今ほど2番、阿部委員からのご質問ですが、こちらのものについては集落の区有地というふうな形になっておりまして、区での構成員で農地などの土地になります。15人ではなくて、今筆数というか、登記を見ますと、ちょっと人数のほうが多くて、二十何分の1とかというふうな形で、相続の関係でだんだん裾野が広がっているというのが状況ですが、この方の持ち分が15分の1という形になります。

○2番（阿部正一君） 面積の。

○事務局次長（小川良和君） 面積でどうこうというふうな形ではなくて。

○議長（石山 章君） 阿部委員。

○2番（阿部正一君） 済みません。2番、阿部です。これは、裾野が広がっているということは、部落有であれば、もっとやり方はほかにあるんでしょうか、これは、農地。持ち分はなぜ15分の1なのか。これは、区長さんか何かなのですか。

○事務局次長（小川良和君） いいえ、今実際登記簿のほうとってもらってあるんですけども、この登記が明治44年3月15日の家督相続という形で載っている方が一番新しいというふうな、そういうふうな形で、この方が今生きていらっしゃる、相続されて、この登記簿に載っかっている方の中で一番近くにいらっしゃる方ということで、下中島の区長さんのほうから相談があり、今回上がってきた案件になります。

当初管理をしている方に、区長さんを含めて二、三名の方が所有権を移転しようということでのご相談に来られたんですけども、現況を見ますと、もう既に山林化しているというような状況の中で、3条での所有権移転は本来であれば耕作を目的とした所有権移転になりますので、3条は性格

上合わないだろうということでの今回非農地の申請になりますし、地目変更につきましては全員の承諾ではなくて、その持ち分の中でどなたでも構わないので、申請をすることで地目を変えることができるという法務局での見解がございますので、それに基づいて今回\_\_\_\_さんのほうから申請をいただいたという形になります。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番。地目変更が目的であって、その後のことの登記というのが進まないということですね。

○事務局次長（小川良和君） 極端な話言いますと、その後の登記をしやすくするために地目をまず先に変えてという形になろうかと思えます。

○2番（阿部正一君） それは、可能性はあるんですか。これほど裾野が広がっているのに部落有であれば、地目変更だけしても所有者というのが定まらなければ、部落有でやっても処分することはないわけでしょう。

○事務局次長（小川良和君） 最終的に処分というふうな考え方はないんだと思いますが、一応登記を、これは大正11年とか、さっき言いました明治とかというふうな状態のままで、相続の手続がされていない状況、この土地については。ほとんどの方がそういう状況でいらっしゃるの、その辺の手続については今後この地目が変わった後、集落のほうで相談されながら進めていくことなんだと思っております。

○2番（阿部正一君） 何かわかったようでわからないんですけども、こういうのはいっぱいあると思うんです、青年団の土地だとか部落有とか。これは、自治法の関係で処分するには部落有の処分の仕方というのがあるわけですけども、たまたまこれが農地だから、その変更をした後に、その所有権はどうするのかということにはちゃんとしておかなければ、ただ単に地目変更だけしても、その最後の到達はいかれないのではないですか。そうすれば、自治法の案件でもってやったほうがいいみたいなのですけども。

○事務局次長（小川良和君） 今回相談に来られた\_\_\_\_さん、下中島の区長さんにつきましては全てを処分するとか、どこというふうなのは当初の目的にはなくて、当面自分が持っている、自分が相続して受けるべき持ち分についてを今管理している方にまず所有権を移転したいというところからのスタートでありまして、ほかの方が全て、どなたかにまとめるとか、そういうふうな話までは出ている案件ではなかったの、そこまでは深くこちらのほうでも確認しておりませんでしたので、もしこの案件、承認いただけるというか、許可書をお渡しする際にその辺も含めて確認させていただければと思えますが。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員、よろしいですか。

○2番（阿部正一君） いや、わかったようなわからないような。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） それでは、報告については以上といたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、7ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について説明いたします。

番号1、願い出者、村上市鋳物師\_\_\_\_、\_\_\_\_、競売の内容ですが、物件番号1、鋳物師字池田\_\_\_\_、地目、台帳、現況ともに田、面積2,881平米、ほか1筆ありまして、合計2筆で、面積が3,006平米、強制執行等の別は、村上市税務課による市税滞納処分であります。入札については、平成29年8月31日に予定されており、基準売却価格は\_\_\_\_円で、10アール当たり\_\_\_\_円となります。

続きまして、場所を説明します。8ページをごらんください。番号1の案件です。図面左上から右下にかけて門前川が流れております。図面の右下が鋳物師集落で、その川を渡った左手側が袋集落となっております。申請地は、この袋集落から左の上のほうに上がっていきませんが、四角く囲まれている、大きいところと小さいところ、これは1つの田んぼのところ2筆ありますので、今回合わせた形の申請となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願については承認することに決定いたしました。

なお、このたびの買受適格証明願の承認によって、農地法第3条第1項による農業委員会の許可ということになりますので、ご承知おきのほどお願いいたします。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（本間 宏君） それでは、9ページをごらんください。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今回は、使用貸借が10件、贈与が2件、売買が4件で、合計16件の案件でございます。

では、最初に、使用貸借を1件説明いたします。番号1、貸し人、村上市羽下ヶ淵\_\_\_\_、\_\_\_\_、借り人、村上市羽下ヶ淵\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、村上字佐野\_\_\_\_、地目、田、地積3,298平米、ほか22筆で、田の合計が36,248平米、もう一つが村上字松原北\_\_\_\_、地目、畑、地積1,577平米、ほか27筆で、畑の合計が14,271平米、合計51筆で50,520平米、これは使用貸借による設定で、再設定であります。

続いて、贈与について説明いたします。12ページをごらんください。番号11番、譲渡人、村上市小川\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市下中島\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下中島字元林\_\_\_\_、地目、畑、地積27平米、こちらのほうの案件は贈与によるものであります。

続きまして、番号12番、譲渡人、横浜市青葉区上谷本町\_\_\_\_、\_\_\_\_、持ち分30分の6、ほか6名で、譲受人のほうが村上市朴平\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、遅郷字上川原\_\_\_\_、地目、田、地積1,660平米、もう一筆、同じく遅郷字上川原44番、地目、田890平米、もう一筆は13ページになります。同じく上川原47番、地目、田484平米、最後に同じく上川原で145番、田728平米、合計4筆で3,762平米、これも権利贈与による移転であります。

番号13番、譲渡人、新発田市中曾根町\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市荒島\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、荒島字前山\_\_\_\_、地目、畑、地積256平米、同じく前山\_\_\_\_、地目、畑、地積285平米、合計2筆で541平米、こちらは所有権の移転による売買で、対価は2筆で\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと約\_\_\_\_円となります。

続きまして、番号14、譲渡人、村上市佐々木\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市佐々木\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、佐々木字上野\_\_\_\_、地目、畑、地積26平米、14ページをごらんください。土地のほうがもう一筆ありまして、佐々木字上野\_\_\_\_、地目、畑、地積が810平米、2筆合計で836平米、所有権の移転、売買で、対価は2筆で\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと約\_\_\_\_円となります。

番号15番、譲渡人、村上市早稲田\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市松岡\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、松岡字高野\_\_\_\_、地目、畑、地積が396平米、同じく字高野\_\_\_\_、地目、畑、地積が859平米、続きまして、早稲田字上野二\_\_\_\_、地目が畑で、地積が132平米、合計3筆、面積が1,387平米、所有権の移転、売買で、対価は3筆で\_\_\_\_円です。10アールあたりに換算いたしますと約\_\_\_\_円となります。

番号16番、譲渡人、神奈川県川崎市麻生区高石\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市荒川口\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、温出字姥山口\_\_\_\_、地目、畑、地積965平米、所有権の移転で、売買によるもので、対価は\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと約\_\_\_\_円となります。

続きまして、場所を説明いたします。15ページをごらんください。番号11の案件です。図面中央縦に国道7号線、そして右側に三面川が流れております。申請地は、図面中央にあります下中島集

落から西側、左手側になりますが、奥のほうに小さく太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、16ページをごらんください。番号12の案件です。図面右上から左下にかけて小俣川が流れております。図面の右上が岩石集落、そして左の中央が杉平集落、そしてその間、南側、下のほうに位置しているところが遅郷集落となっております。申請地は、この遅郷集落と小俣川の間、ちょうど図面中央に位置しておりますが、全部で4筆、黒く太く囲まれているところが今回の申請地であります。

番号13の案件です。図面中央やや下段を横に国道113号線が走っております。図面の右上が荒島集落、そして図面の左側が春木山集落となっております。申請地は、荒島集落と春木山集落のちょうど中間地点、国道113号線沿いの南側に接している細長く四角いものが2つくっついているところが今回の申請地であります。

続きまして、18ページをごらんください。番号14の案件です。図面左側縦に国道7号線が走っております。そして、右の上のほうに若干見えますが、これが荒川となっております。申請地は、この荒川と国道7号線の間、佐々木集落があります。申請地の1つにつきましては、この佐々木集落の7号線側のほう、集落に寄り添った形でL型に太く線が描かれているところが1つの申請地、それともう一方が、右側下のほうになりますが、ナカショクの旧養豚場がございますが、ちょうど右下になりますが、そこの道路の入り口のところで、太く囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、19ページをごらんください。番号15の案件です。図面右上から中央にかけて国道7号線が走っております。図面の右上が塩野町集落と小須戸集落、そして図面中央の下のほうが松岡集落となっております。申請地は、この松岡集落から左手側、西側になりますけれども、集落から山のほう、奥に入ったところ、四角く囲まれているところ、3筆ございますが、今回の申請地となっております。

最後になりますが、番号16番の案件です。図面上のほうから中央にかけておりているのが小俣川、そして中央から右下のほうが中継川、そして合流して西側、左手側に流れているのが大川となります。申請地は、この合流地点の北側、右下の塔下集落、図面中央の温出集落のちょうど中間地点、橋を渡ったすぐたもとのところ、四角く太く囲まれているところが今回の申請地であります。

以上、説明した16件については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。  
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくしないようでありますので、議案第2号、許可することに決定しても

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(小川良和君) それでは、21ページをごらんください。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。

番号1番、申請人、村上市小川\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、小川字大坪\_\_\_\_\_、地目、畑、地積95平米、ほか1筆、合計2筆で782平米、今回の転用目的は農機具置き場、申請地の農地区分は農振農用地にある農地であります。備考といたしまして、申請者は、農業経営の安定化を図るため、新たに農機具置場の設置を計画したものです。申請地は、農業振興地域整備計画において農業用施設用地として指定された農地であります。農機具置場といたしましてトラクター4台、田植機2台、トレーラー2台分の農機具置場としての計画となっております。

なお、この案件につきましては農振用途区分変更案件で、4月7日に許可が出ておる案件となります。

ページをめくっていただきまして、22ページをごらんください。申請場所の説明をさせていただきます。地図左側に、上から下にかけて国道7号線が走っております。国道7号線の左側が小川集落になります。地図右下のほうに小川小学校がございまして、今回の申請場所はその小川小学校より北側、地図右側の中央より少し上段のほうにあります太く囲んだ2筆が今回の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長(石山 章君) それでは、質疑の前に、議事に参与できない旨の委員、議席番号19番、船山委員、退席をお願いします。

(19番 船山 寛君退席)

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。

(何事か声あり)

○議長(石山 章君) 済みませんでした。その前に、現地調査をしていただいておりますので、現地の報告をお願いいたします。

12番、佐藤委員。

○12番(佐藤健吉君) 12番、佐藤です。ただいまの4条の件につきましては、関係者ということで退席したんですが、本当は船山委員の担当集落なんですけども、関係者であるということで私のほうから説明させていただきます。

8月22日の火曜日午後1時30分から朝日地区の農業委員6人、最適化推進委員5人、朝日総合体育館のほうの会議室に集合しまして、事務局、小川局長、それから園部主査、それから朝日支所の小池課長補佐ということで、事務局からいろいろ説明を受けました。それで、位置図、見取り図、平面図、配置図等でいろいろ説明を受けました。今ほど事務局から説明ありましたように、当該地区につきましては農振区域の用途区分の変更ということで、現地を4月に1回確認しております。そういうことで現地の確認については省略させていただきました。規模拡大を進める中で農機具がふえて、農機具置場が手狭になったということで当法人の乾燥調整施設に隣接する、あるいは倉庫に隣接する場所であり、これはやむを得ないということで判断をさせていただきました。特に問題なく、農業委員あるいは最適化推進委員、全員が許可相当の意見でありましたので、皆さんの審議よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ご質問、ご意見ないようでありますので、議案第3号、許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

（19番 船山 寛君着席）

○議長（石山 章君） 船山委員、議案第3号、許可相当に決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料23ページのほうをごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。

番号1番、貸し人、村上市四日市\_\_\_\_、\_\_\_\_、借り人、村上市四日市\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、四日市字道上\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況畑、地積326平米、転用の目的につきましては駐車場用地です。契約につきましては賃貸借で、この申請地の農地区分は第2種農地です。備考につきまして、申請者は、申請地近くでコンクリート工事業を営んでいて、これまで事業で使用する車両を自宅前に置いていたが、事業拡張に伴い車両がふえたことで、今回国道に近い申請地を車両置場として転用を申請するものです。なお、事業を行う者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであります。駐車場としての使用で中型車、コンクリート圧送車2台分の駐車場としての利用となります。

続きまして、番号2番、譲渡人、村上市大津\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市大津\_\_\_\_、

\_\_\_\_\_、土地の表示、大津字蓮池\_\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況畑、地積496平米、転用の目的ですが、美容室及び駐車場用地としての転用となります。契約は売買で、農地区分につきましては第3種農地となります。この転用に係る対価ですが、\_\_\_\_\_円で、ちなみに10アール当たり\_\_\_\_\_円となります。備考といたしまして、申請者の家族が申請地近くで美容業を営んでいるが、今回県道の拡幅事業に伴う代替地として申請地を取得して美容室を建設するために転用するものです。なお、申請地は上下水道の埋設された道路に接しており、500メートル以内に2つの公共施設、公民館と荒川支所がある場所になります。今回は、美容室ということで木造2階建て1棟、建築面積74.53平米と、あと駐車場8台分等の利用となっております。

次、ページめくっていただきまして24ページ、番号3番、譲渡人、村上市上野 \_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、同じく村上市上野\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、上野字屋敷\_\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況畑、地積285平米、転用の目的ですが、住宅の建設用地としての転用となります。契約等につきましては贈与となります。農地区分につきましては第2種農地となります。備考といたしまして、申請者は、現在親と同居しているが、手狭で子供部屋を確保することができないことから、来年度子供が小学生になるのを機に、新たに住宅を建設するために転用するものです。なお、申請地は第2種農地で、農業用公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。転用の概要ですが、木造平屋建て1棟、建築面積95.46平米の住宅を建設予定となっております。

続きまして、番号4番、譲渡人、村上市檜原\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市檜原\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、檜原字大道上\_\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況畑、地積168平米、転用の目的ですが、資材置場、契約につきましては売買で、対価は\_\_\_\_\_円となります。ちなみに10アール当たりに換算いたしますと\_\_\_\_\_円となります。農地区分につきましては第2種農地に該当いたします。備考といたしまして、申請者は、申請地近くで左官業を営んでおり、事業の拡大に伴い、新たに資材置場が必要となったことから、申請地を資材置場として転用を申請するものです。なお、事業を営んでいる者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであります。

続きまして、25ページ、番号5番、貸し人、村上市大津\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、借り人、村上市佐々木\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、大津字石橋\_\_\_\_\_、地目、台帳田、現況田、地積5,030平米、ほか1筆、合計2筆で7,436平米、転用の目的ですが、砂利採取となります。契約は賃貸借で、10アール当たり\_\_\_\_\_円となります。農地区分につきましては農振農用地にある農地であります。今回につきましては一時転用で、利用期間につきましては、許可の日から平成31年3月15日までとなっております。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。26ページをごらんください。番号1番、\_\_\_\_\_の申請場所です。地図中央よりやや右側、上から下にかけて国道7号線が通っております。地図中央が四日市集落になりまして、今回の申請場所は国道7号線の西側、要は地図上ですと左側に四角く太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

続きまして、番号2番、\_\_\_\_\_さんの申請場所。地図中央に出ているのが荒川地区にあります。大津集落となります。地図左側上部から右下にかけて県道坂町停車場金屋線が通っておりまして、今回の申請場所は地図中央、その県道沿いの北側、地図上で下側に当たります。四角く太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次、ページめくっていただきまして28ページ、番号3番、\_\_\_\_\_の申請場所ですが、地図右上部から地図中央下にかけて国道7号線が通っております。地図中央付近に出ている集落が上野集落になりまして、この地図の中央に太く囲まれた場所が今回の申請場所となります。

29ページ、番号4番、\_\_\_\_\_の申請場所。こちらにつきましても地図中央のところ、右側上部から左側下部にかけて国道7号線が通っており、地図上、右側の下の方にかけて、この一帯が檜原集落になります。今回の申請場所は、檜原集落のほぼ西側に当たります。国道7号線よりも西側、左側になりまして、地図中央付近に四角く太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

ページめくっていただきまして30ページ、番号5番、\_\_\_\_\_の申請場所ですが、地図中央上部のところにある集落が鳥屋集落になります。鳥屋集落の下の方に広域農道下越中部線が通っておりまして、今回の申請場所は、その広域農道下越中部線に沿ったところ、地図中央よりもやや右側にあります。四角く太く囲んだ場所が今回の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

番号1番について報告をお願いします。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 番号1番について現地調査を行いましたので、報告いたします。

8月17日午後より農業委員3名、推進委員3名、計6名、それと事務局の小川局長、本間副参事で現地調査を行いました。備考にも書いてあるとおり、駐車場用地です。周囲には農地はありません。また、この駐車場は埋め立てすることもなく、コンクリ舗装することもなく、今までどおりのところをただ踏み締めて駐車場にするということでした。全員、仕方がないという結論に達しました。皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、番号2番、5番について報告をお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。それでは、議案第4号、番号2の現地調査を報告いたします。

今月の8日午後2時より荒川支所において小川次長より説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員3名、全員で、それと農業委員会事務局の小川次長、それから荒川支所の相場主事で、

現地において\_\_\_\_\_の説明を受け、出席委員全員で周辺農地に支障がないもので、許可相当と判断しました。皆さんの審議をお願いします。

続きまして、番号5番、これにつきましても今月の8日午後2時より支所において小川次長の説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員3名、全員で、事務局の小川次長、それから相場主事で、現地において\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、両氏の説明を受け、出席委員全員で許可相当と判断しました。皆様の審議をお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、3番、4番について報告をお願いします。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤です。それでは、ただいまの議案第4号の3番についてご説明いたします。

先ほど第4条でも説明申し上げましたが、8月22日の午後1時半から朝日総合体育館で、4条に引き続き小川局長から説明を受け、現地に出向き、さまざまな調査いたしました。現地では、申請人の代理人であります新潟市中央区、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の説明を受けて、さまざま協議させていただきました。その説明の中で、地図でもわかるとおり住宅内に介在する農地でありますので、特に問題はないということで判断はしましたけれども、1筆隣に、耕作はされていないけれども、農地があるということで、その隣接農地の同意を得られてあるのかというような確認、それから勾配の関係あって、雨水をどうするのかということで現地のほうでさまざま協議しましたけれども、雨水については若干の擁壁を高くして、外には流れ出ないようにして自分の敷地内で処理するというごさございました。そういうことで宅地内の農地であり、特に問題はなく、朝日地区の意見は許可相当ということで確認しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、4番についてご説明いたします。申請人は、先ほど説明もございましたが、左官業を営んでおるということで、申請地に隣接して車庫とか、あるいは道路を挟んで住宅というようなことで、これも住宅内に介在する土地でありまして、特に問題はないということでございました。資材置場として利用することも利便性というか、申請人にすればいいというようなことで、これもやむを得ないということで許可相当ということで判断をさせていただきました。そういうことで、皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局主査（園部和枝君） それでは、31ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、賃貸借の設定が2件、所有権移転の売買が1件、合計3件の案件となります。

それでは、それぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、賃貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市布部\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、相続人代表者、\_\_\_\_\_、ほか1名、借り人、村上市黒田\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、中原字中野\_\_\_\_\_、地目、畑、地積1,045平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり\_\_\_\_\_円、新規の設定となります。

次に、所有権移転についてご説明いたします。番号3番、譲渡人、埼玉県熊谷市市ノ坪\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市坂町\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、坂町字野口\_\_\_\_\_、地目、田、地積626平米、坂町字野口\_\_\_\_\_、地目、田、地積29平米、次のページに進みまして、土地の表示、坂町字野口\_\_\_\_\_、地目、田、地積921平米、中倉字野口\_\_\_\_\_、地目、田、地積3,659平米、計4筆、5,235平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_\_円です。10アール当たりは約\_\_\_\_\_円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。33ページをごらんください。図面上左側が名割集落、中央に坂町集落の田屋になります。集落南側に四角く囲ってありますのが今回の申請地です。次に、図面上上部に烏川が流れております。そのそばに下水道の施設があり、四角く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第5号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成29年度村上市賃借料情報（案）についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局主査（園部和枝君） それでは、説明の前に、済みません。事前に送付しました議案書35ページについて、金額を訂正させていただいたところが1カ所ございます。資料のほうお配りしてあるんですけども、差しかえのほうをお願いしたいと思います。

それでは、説明に入ります。議案第6号 平成29年度村上市賃借料情報（案）について説明いたします。

こちらは、農地法第52条の規定による借賃等を、別紙のとおり公表するものとなっております。

35ページをごらんください。こちらの表のデータは、平成28年6月から平成29年5月までに農業委員会で決定、公告された農用地利用集積計画から算出されたものとなります。上段の数字は、金額を集計したもので、下段の括弧内の数字は物納数を集計したものを表示してあります。データ数は、集計に用いた筆の数となります。算出結果は、四捨五入し、100円単位とし、物納についてはキログラム単位としてあります。算出に当たって、平均に比べて著しく高額あるいは低額の情報は集計から除いてあります。データ件数が5件未満の場合は、こちらの表にはお示ししておりません。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） ご質問等ありましたらお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 済みませんけど。2番。変わったところはどこなんですか。探しても見つからないんですが。

○事務局主査（園部和枝君） 済みません。神林地区の第5地域、最高額のところが、「2,000円」と打ちましたが、正しくは「20,000円」となりますので、そちらのほうの変更となります。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですね。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第6号については、原案のとおり公表することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、平成29年度村上市賃借料情報については原案のとおり公表することに決定いたしました。

議案第7号 別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、37ページをごらんください。議案第7号 別段面積の設定

についてを説明させていただきます。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）を、別紙のとおり設定（変更なし）するものとするということになります。

38ページをごらんください。こちらのほうに案を示させていただいておりますが、こちらの案につきましては6月15日開催の農地調整部会において検討し、農地調整部会のほうの案として提案いただいた内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議席番号7番の池田部会長より部会報告をお願いします。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。農地調整部会を開きまして、皆さんから意見を聞いたんですけど、今までと同じでいいんじゃないかという意見に達しましたので、その旨上程しました。

以上です。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。初回の総会でもあり、別段面積の説明を改めてしておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（石山 章君） 事務局長。

○事務局長（小川寛一君） 済みません。ちょっと突然だったんであれですけども。農地法の3条の中で許可要件ということで、ここにありますとおり別段面積というものがございます。農地法の中では、北海道では2ヘクタール、北海道を除くその他の県につきましては50アールということであり、許可要件の一つの中でそれらの面積、うちであれば50アールを超えなければならないということが定められております。内容的には、所有面積だけをいうものではなくて、取得後の経営面積、借りている場合はそれが算入されます。今言われました取得後の経営面積が50アールを超えるものについては、その農地法の許可要件に該当するという内容です。

それで、基本的にはただいま申し上げました50アールということなんですけども、地域の事情等を考慮いたしまして、農業委員会が定めた場合はその面積というような法律でうたわれてございます。

当村上市におきましては、街場あるいは山間地と、非常に各地区で条件が違うということで、こちらの表のとおりでございますけども、山北地区あるいは村上地区におきまして、それらの緩和がなされているという内容であります。

以上です。

○議長（石山 章君） わかりやすく言えば、農地を3条で買う、借りる、そのときの最低必要面積ということになります。

なお、所有面積だけでなく、新たに買う、借りる面積を含めてそれぞれ地域で定めた別段面積以上があればよいということになります。

また、地域によっては新規参入しやすいように下限面積を10アールにしているというような地区もあります。それは、各市町村によってさまざまではございます。村上市においては、ただいま示した案についてですが、ほかにご質問等ありましたらお願いします。

なお、毎年この別段面積については皆様方の意見を聞いて定めるということにしておりますので、ご了解のほどお願いします。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 特にないようであれば、原案のとおり承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第7号 別段面積の設定については承認することに決定いたしました。

議案第8号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(小川良和君) それでは、39ページのほうをごらんください。議案第8号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について説明をさせていただきます。

番号1番、申請人、村上市坪根\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、東興屋字宮ノ前\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況宅地、地積526平米、変更区分は農用地区域からの除外となります。変更の目的ですが、動物病院の施設用地ということでの申請でございます。変更内容ですが、申請者は、坪根集落において獣医業を営んでおります。申請地には、農機具格納庫が設置されているが、現在農作業は全て委託しているため、大半があいている状況にあります。このたび農機具格納庫を動物医薬品及び用具の保管場所並びに動物の預かり施設として使用するため計画変更するものです。申請地には、既に農業用施設が建設されており、形状を変更するものではないことから、周辺農地への影響は少ないということになります。

続きまして、番号2番、申請人、村上市松沢\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、松沢字館野\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況畑、地積495平米、変更区分、用途区分の変更でございます。変更の目的ですが、農業用施設を設置するための申請でございます。変更内容、申請者は、松沢集落で約8ヘクタールの農業経営を営んでおります。このたび経営規模の拡大及び作業効率の向上を図るため、新たに農機具格納庫の設置を計画したものです。農機具格納庫1棟で、平屋建て16.2平米の農機具小屋を建設予定となっております。

続きまして、40ページをごらんください。番号3番、申請人、新発田市日渡\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、中原字中原野\_\_\_\_\_、地目、台帳畑、現況畑、地積1,013平米、ほか3筆、合計4筆で、6,081平米、変更区分ですが、用途区分の変更でございます。変更の目的ですが、農業用施設用地としての利用を計画されております。変更の内容、申請者は、畜産業を営んでおり、現在申請地脇において新たな養鶏場を建設しております。このたび養鶏場で使用する資材等の置場及び冬期間の雪捨て場並びに大型車両の回転場とするため計画を変更するものです。計画の内容ですが、回転場35メートル掛ける48.8メートルで1,708平米、資材置場(雪捨て場)を兼ねたもの3,345.2平米、安全鋼板及び土側溝の設置場所として1,015平米となります。

場所を説明させていただきます。41ページをごらんください。番号1番、\_\_\_\_\_の申請場所ですが、地図右側上のほうから下にかけて日本海東北沿岸自動車道が通っております。そのところ脇に中央上部から右下のほうにかけて門前川が通っております。今回の申請場所につきましては地図中央、四角く囲んでおります高速道路に沿った形の左側のところの場所になります。

続きまして、ページめくっていただきまして42ページ、番号2番、\_\_\_\_\_さんの申請場所です。地図左側に松沢集落がございます。今回の申請場所は、松沢集落よりも東側に位置します、ちょうど地図中央よりも気持ち右側、山沿いにあります畑地、四角く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

続きまして、番号3番、\_\_\_\_\_の申請場所になります。地図左側に中原集落がございまして、左側中央に朝日中学校がございまして。今回の申請場所は、朝日中学校よりも東側に位置します\_\_\_\_\_さんがあった場所の養鶏場、ちょっと養鶏場の形をしたものが建っておりますが、その北側のところ、4筆が今回の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長(石山 章君) それでは、農振整備計画に係る現地調査をしていただいておりますので、番号1番と3番について報告をお願いします。

7番、池田委員。

○7番(池田千秋君) 7番、池田です。最初、番号1番について現地調査をしておりますので、説明申し上げます。

8月17日、農地パトロールの前段に農業委員3名、それと推進委員3名、あと事務局長と、もう一人、本間副参事と現地調査をいたしました。

この案件は、合併前の平成5年の8月23日に農業振興地域整備計画の変更、いわゆる用途変更の決定通知を受けまして、その年の11月25日に4条許可が出ております。それで、備考にも書いてあるように、\_\_\_\_\_さんは動物病院を開業してまして、先代のお父さん、\_\_\_\_\_さんというんですけど、この人が手広く百姓やっていたものですから、当時は農機具置場ということで4条が認められております。しかしながら、お父さんが亡くなり、もう全部田んぼは人に貸すということで今貸

しております。それで、農機具も何もなくなり、建物自体が、農機具置場が何ら利用されず、今回農振の除外申請をして、新たに転用という案件でございます。もう二十数年前のことですし、今現在建物は建っているんですけども、何ら周りにも影響はなかろうかと思えますけど、私、村上市の委員としてはみんな妥当であると考えてきたんですけど、皆さんの審議よろしくをお願いします。

次に、番号3番になります。この案件は面積が6,000平米超えています。いわゆる3,000平米超えていますので、農地調整部会員全員で現地調査を行いました。8月18日午後3時より小川局長、小川次長、それと農業委員9名、推進委員7名により、最初に市役所4階会議室で書類の審議を行い、その後、\_\_\_\_\_、それと\_\_\_\_\_関係者3名、計4名、それで説明を受けて審議いたしました。その後、現地に向かって現地調査したわけなんですけど、いわゆるここは皆さん知っているとおりの\_\_\_\_\_の跡地であります。行ったことある農業委員は、見て、いや、こんなにきれいになっているんだというのが実感でありました。用途変更区分の変更ですので、全会一致で妥当だという結論に達しました。皆さんの審議よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

今ほど最適化推進委員、議席番号8番、藤原委員が遅参し出席致しました。

（推進委員8番 藤原義正君入場）

○議長（石山 章君） それでは、藤原委員、なお、今議案第8号を審議しておりますが、議案第1号から7号まで許可または許可相当、承認ということに決定いたしましたことを報告しておきます。

それでは、次に、議案第8号の番号2番について農振の現地の報告をお願いいたします。

議席番号14番、職務代理、板垣委員。

○14番（板垣栄一君） それでは、ただいまの議案第8号の番号2についてご説明を申し上げます。

この案件につきましては、去る8月10日の農地パトロールの前段に調査を行ったわけでありまして、皆さん先ほど事務局のほうから説明があったとおり、山沿いにある農地のところに要は農機具小屋を設置したということでありました。よくその辺にある単管パイプを組み立て、雨露をしのぐ程度のトラクターを入れる小屋というような形だったようでありまして、そこはなかなかそのパイプが安定しないというふうなこともあって、コンクリートで巻いてしまったというようなこともありまして、一体実態はどうなっているのかというようなことで調査をいたしました。ここは、結果的にはいたし方ない事情なのかという判断になったわけでありまして、この議案につきましては既に農機具小屋が建っていたというようなこともありまして、今後の転用案件にもつながる件でありますので、その辺の書類を全てそろえながら、これから転用に向けて進んでもらいたいなということを確認をしております。

また、後ほど農地パトロールの報告でも申し上げますが、確認をいたしましたのは、農業委員4名、最適化推進委員4名、事務局の小川次長、津野主査の合計10名で行ってまいりました。

以上であります。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第8号について質疑に入ります。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤です。番号3の件についてちょっとお願いなんですけど、農地調整部会で現地調査をしていただいて、そのとおりで結構でございます。

先ほど部会長からの説明もありましたように、今はきれいになってこういうふうになっていたというこの説明で、前の人が悪くて、非常に問題になったところです。

それで、ただ、今まで取りつけ道路とか、そういうもので朝日地区の委員もいろいろ示唆してきたけれども、今後どのような形で全体を利用するかということをやまだ示されていないようなところありますので、できれば今ここに示されている位置図では、前の\_\_\_\_\_の建物の一部になっていますので、新しい形で、どういうふうな形で設置されるのかということ、後ほどで結構でございますので、朝日地区の委員に図面で説明をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局次長（小川良和君） わかりました。

この申請に当たりまして図面が出ておりますので、それをコピーしたものを皆さんのほうにお配りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、今の3番のところ、ちょっと気になって仕方ないんですけども、地積が6,081平米、変更の内容見ますと6,068.2平米、12.8平米、これはどういうふうに理解したほうがいいんでしょうか。どこかに含めたほうがよかったんじゃないんでしょうか。

○事務局次長（小川良和君） 今ほどの2番、阿部委員からのご質問のお答えなんですけども、資材置場のところ、算入漏れでございましたので、資材置場の面積を3,358平米という形で訂正いただければと思っておりますので、大変申しわけございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第8号については村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第8号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について、村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知することに決

定いたしました。

議案として、その他について皆様方から。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。今後農業委員会の総会の後でも結構なんですけど、先日の農地パトロールで耕作放棄地などを見回った結果、今後30年問題に直面する中で、いわゆる条件不利地を借りていた認定農業者などが「地主の人にまずお返しする。」というような案件が出かねないというような意見がかなり出ましたし、そうなると思われたもとの地主さんというか、そういう人たちがやりどころのないところだけでなく、いわゆる農業者年金の絡みだとか、いろいろ今までの法で守られていた部分がなくなるということによって起きかねないことが予想されるので、今月の31日にまた米政策の提案の会議もありますけども、農業委員会としてもそういう面に関してどうしていったらいいのかというのを、時間をある程度持ちながら討議していったらいいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（石山 章君） 今の3番の増田委員の意見でありますけど、非常にこれから危惧される件であります。この30年問題だけでなく、農政にかかわるいろんな諸問題があるわけですので、今の件も含めて、この31日に農業委員の地区代表の委員と推進委員長合同の会議を持つことにしておりますので、その辺今も含めて検討するということにさせていただきたいと思いますが、増田委員、よろしいでしょうか。

○3番（増田嘉美君） はい。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 本議案のことで、議事録のことでちょっとお聞きしたいんですけども、今まで署名委員2人ずつしておりますけども、作成の仕方、それから村上市のホームページ見ても、もう3年目のやつしか出ていませんし、私も前期になって署名した覚えがないんですけども、前の議事録を見ようと思っても見られませんよね。今までの作成の仕方、ホームページは現在どの辺まで進行しているのか、実際のところをお聞かせ願いたいんですけども。

○事務局長（小川寛一君） 議事録について説明します。

議事録につきましては、今回もそうですけども、録音をとっております。それで、それにつきまして会議録センターのほうへお願いしまして、案として全部打ち込みをさせていただいております。うちのほうで最終的な確認を行いまして調製することなんですけども、おっしゃるとおりホームページのほう、ちょっとまだ載せておりませんので、早急にまず対応させてもらいたいと思っております。

○2番（阿部正一君） 署名委員が署名しているかということ、どこまで進んだかかということをお聞きしたいんです。

○事務局長（小川寛一君） 作成までしかしてないで、早期に署名のほうもお願いします。

- 2番（阿部正一君） 何月までしていたんだということ。3年努めてきたわけでしょ。
- 事務局長（小川寛一君） はい。
- 2番（阿部正一君） 署名したのは私1回。設立のときだけだと思うんですけど、1番にやったから。あとは、した覚えございませんよね。
- 事務局長（小川寛一君） はい。
- 2番（阿部正一君） ということは、できていないということなんですか。
- 事務局長（小川寛一君） いや。
- 2番（阿部正一君） じゃ、やめた人はどうなるんですか。
- 事務局長（小川寛一君） じゃ、それも含めまして、私、署名をいただき、処理したいと思います。
- 2番（阿部正一君） 処理というのは。
- 事務局長（小川寛一君） まだもらっていないんで、きちんとやめた方にも。
- 2番（阿部正一君） そのセンターでやって、できているのはいつまでできているんですか。
- 事務局長（小川寛一君） 前々回の7月までの議事録はできております。
- 2番（阿部正一君） 3年前の。
- 事務局長（小川寛一君） いや、今の、改正前の7月まではできています。
- 議長（石山 章君） 本当に監督不足で非常に申しわけございません。実は、私今阿部委員の質問聞くまで全く知りませんでした。本当に私の監督不行きであります。できている議事録、1カ月おくれでも結構なんですよ、定例会に来たときでも。何か集まったときにでも署名をいただくと、これがもう常識であるには間違いないわけありますので、本当に議事録の件につきましてはまずもって私からおわびし、もうすぐにでも改善させていただくようさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。まことに申しわけありませんでした。
- そういうようなことで対応させていただきたいと思いますので、阿部委員、よろしいでしょうか。
- 2番（阿部正一君） はい。
- 議長（石山 章君） ほかに。
- （発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ないようでありますので、議事を一旦閉じまして、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時05分～午後3時20分

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後4時20分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成29年8月28日

村上市農業委員会  
会 長

同議事録署名委員  
委 員

委 員